

新潟市北区役所広告付き周辺案内地図設置事業仕様書

新潟市北区役所は新庁舎への移転（令和3年1月～同年2月頃）を予定しており、現在の北区役所庁舎（以下、現庁舎という。）、移転後の新庁舎（以下、新庁舎という。）で仕様が異なる場合は、それぞれ現庁舎、新庁舎として示す。

1. 募集内容

(1) 事業名称

新潟市北区役所広告付き周辺案内地図設置事業

(2) 事業内容

広告付き周辺案内地図設置事業を行う者（以下、事業者という。）が、周辺の案内地図を作成し設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等が広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(3) 設置場所等

ア 現庁舎

(ア) 設置場所

新潟市北区役所本館1階（正面玄関左脇） ※別紙1参照

(イ) 設置期間

- ・ 令和2年2月15日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。
- ・ 設置に係る市有財産の貸付期間は、案内地図等設置の日から1年間とするが、新庁舎竣工後、現庁舎の閉庁に伴い貸付期間を短縮する場合がある。

(ウ) 案内地図本体の構造、設置等

- ・ 縦（高さ）2,000mm×横（幅）3,000mm×厚さ200mm程度の大きさを目安として作成すること。
- ・ 本体は、地図枠、広告枠、庁内案内図枠で構成すること。
- ・ 鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他庁舎の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。
- ・ 設置場所における、温度及び湿度の変化並びに風雨雪の吹き込み等の環境下でも、使用に耐え得る構造とすること。
- ・ 案内地図等は壁面等になるべく負担の少ない方法で、確実に固定するとともに、地震等その他いかなるときも、転倒や落下をしないよう、十分な対策措置を講じて設置すること。なお、設置期間中に、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- ・ 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。
- ・ 省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。電源について、投入と遮断が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。
- ・ 地図枠と広告枠以外の本体部分へのマグネットシート、カッティン

グシート貼り付け等の方法を用いて、本体管理に支障のない範囲で、本市のPRを行うものとする。

(エ) 地図枠

- ・ 地図は本体内に収まるようにし、「本市全域地図」「北区広域地図」「北区役所庁舎周辺案内地図」を設けること。
- ・ 各地図には、公共施設等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ・ 地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ・ 色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮すること。

(オ) 庁舎案内図枠

- ・ 本体内に収まるように庁舎案内図等を設けること。
- ・ 案内図は北区役所庁舎全体を図面で表現し、各課の位置、トイレやエレベータなどの設備の位置、現在地等を表示するものとする。
- ・ 案内図の下に各課の主な業務、区役所の開庁日時、連絡先等を表示するものとする。
- ・ 色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮すること。

(カ) 広告枠

- ・ 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。
- ・ 広告枠の広告主が、地図上でどこに位置するか分かるよう、座標番号等で表示すること。
- ・ 本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくなるようにしないこと。
- ・ 広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。

(キ) 広告の内容審査について

- ・ 広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期間までに広告物の出力見本を提出すること。
- ・ 広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

(ク) 広告内容の責任について

- ・ 広告内容等に関する一切の責任は事業者が追うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- ・ 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が

完了していることを保証すること。

- ・ 本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。
- ・ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

(ケ) その他

- ・ 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等、また組織改正等に伴う庁内案内図枠の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- ・ 案内地図等の撤去時には現状回復すること。

イ 新庁舎

(ア) 設置場所

新潟市北区役所1階（総合待合付近） ※別紙2参照

(イ) 設置期間

- ・ 令和3年2月15日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。
- ・ 設置に係る市有財産の貸付期間は、案内地図等設置の日から4年間とする。

(ウ) 案内地図本体の構造、設置等

- ・ 縦（高さ）2,000mm×横（幅）3,500mm×厚さ700mm程度の大きさを目安として作成すること。
- ・ 本体は、地図枠、広告枠、窓口案内図枠、モニター部で構成すること。
- ・ 鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他庁舎の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。
- ・ 設置場所における、温度及び湿度の変化等の環境下でも、使用に耐え得る構造とすること。
- ・ 案内地図等は地震等その他いかなるときも、転倒や落下をしないよう、十分な対策措置を講じて設置すること。なお、設置期間中に、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- ・ 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。
- ・ 省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。電源について、投入と遮断が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。
- ・ 色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。

- ・ ユニバーサルデザインに配慮すること。
 - ・ 地図枠と広告枠以外の本体部分へのマグネットシート、カットイングシート貼り付け等の方法を用いて、本体管理に支障のない範囲で、本市のPRを行うものとする。
- (エ) 地図枠
- ・ 現庁舎 (エ) 地図枠 に同じ。
- (オ) 窓口案内図枠
- ・ 本体内に収まるように庁内案内図等を設けること。
 - ・ 案内図は1階窓口の業務案内を中心に図面で表現し、窓口の位置、トイレやエレベータなどの設備の位置、現在地等を表示するものとする。
 - ・ 色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (カ) モニター部
- ・ 本体内に収まる薄型液晶モニター（49型以上）を1台以上備えること。
 - ・ モニター部には、行事、会議案内及び行政広報映像等を任意で分割して表示するものとし、USB等メディアを用いるなどの手法でデータを読み込み放映できるものとする。また、同一のデータを他のデジタルサイネージ等の媒体で表示できるよう配慮すること。
 - ・ 動画・静止画いずれも対応可能なものとする。
 - ・ 様々なデータ保存形式に幅広く対応できるよう配慮すること。
 - ・ モニター部に放映する、広告映像以外の行政広報映像等コンテンツの作成、表示、設定等は本市職員が実施するため、事業者は操作方法について本市職員向けのマニュアルを作成・提供するとともに、操作研修を行うこと。また、操作に係る質問には随時対応すること。
 - ・ モニター部において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。
- (キ) 広告枠
- ・ 現庁舎 (カ) 広告枠 に同じ。
- (ク) 広告の内容審査について
- ・ 現庁舎 (キ) 広告の内容審査 に同じ。
- (ケ) 広告内容の責任について
- ・ 現庁舎 (ク) 広告内容の責任について に同じ。
- (コ) その他
- ・ 現庁舎 (ケ) その他 に同じ。

2. 賃貸借契約の締結及び経費負担等

- (1) 設置に当たっては、新潟市公有財産規則に基づき、市に公有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。
- (2) 本事業に関する一切の費用（製作設置・設置に係る工事・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担することとする。
- (3) 市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、使用する電気料についても実費を別途収めること。
- (4) 貸付料は、基本分と広告分を合算した金額とし、「現庁舎」「新庁舎」それぞれ下記のとおりである。

ア 現庁舎

- ① 基本分 … 設置面積に応じ、新潟市財産条例 別表（第2条関係）「4 2の項に掲げる場合以外の建物の使用」により算出する額（参考：令和元年度1㎡当たり年間1,274円）
- ② 広告分 … 事業者が提案する広告料に相当する額

イ 新庁舎

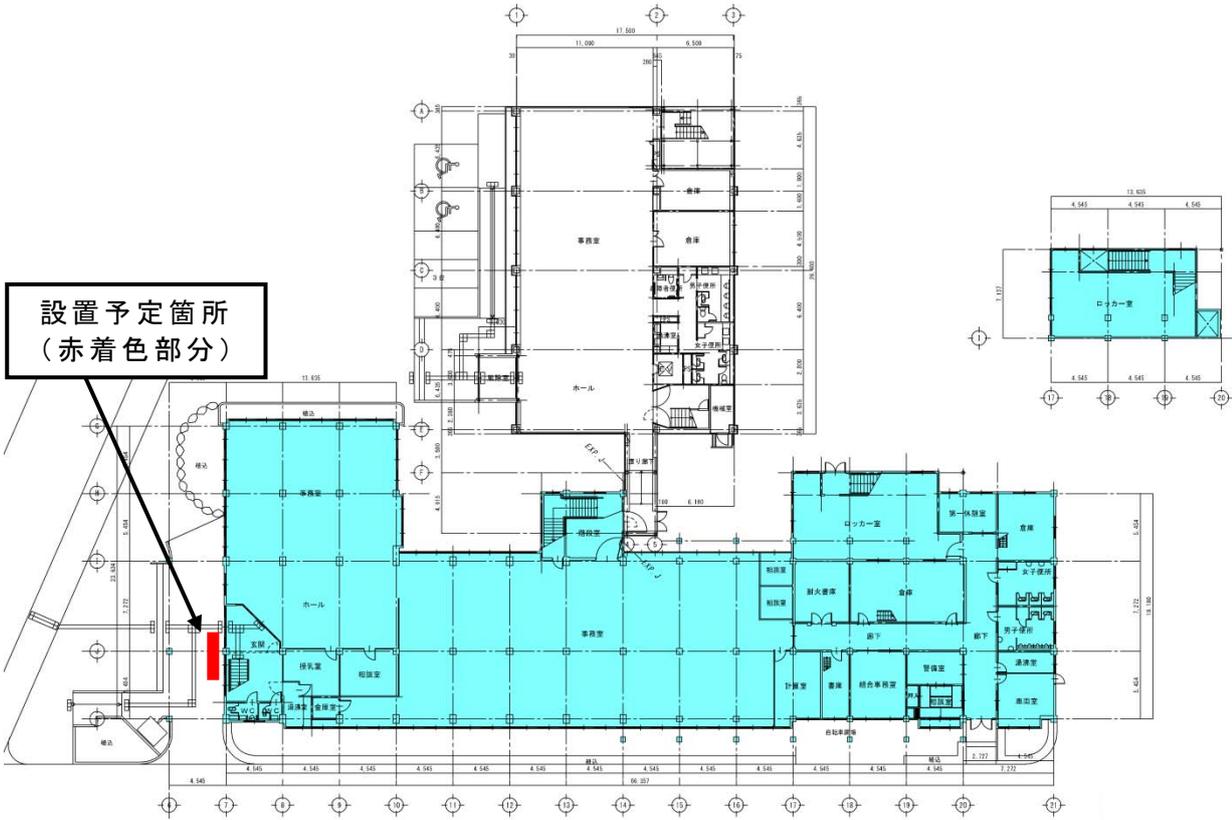
- ① 基本分 … 設置面積に応じ、新潟市財産条例 別表（第2条関係）「4 2の項に掲げる場合以外の建物の使用」により算出する額
（参考：令和2年度1㎡当たり年間13,000円（見込額） 金額はあくまで現時点での見込額であり今後変更があり得る ← 令和5年4月1日改定予定）
 - ② 広告分 … 事業者が提案する広告料に相当する額
- (5) 合理的な理由により、案内地図等本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。

3. その他

- (1) 事業主は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。
- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。

別紙1 現庁舎

■新潟市北区役所本館1階 フロア図

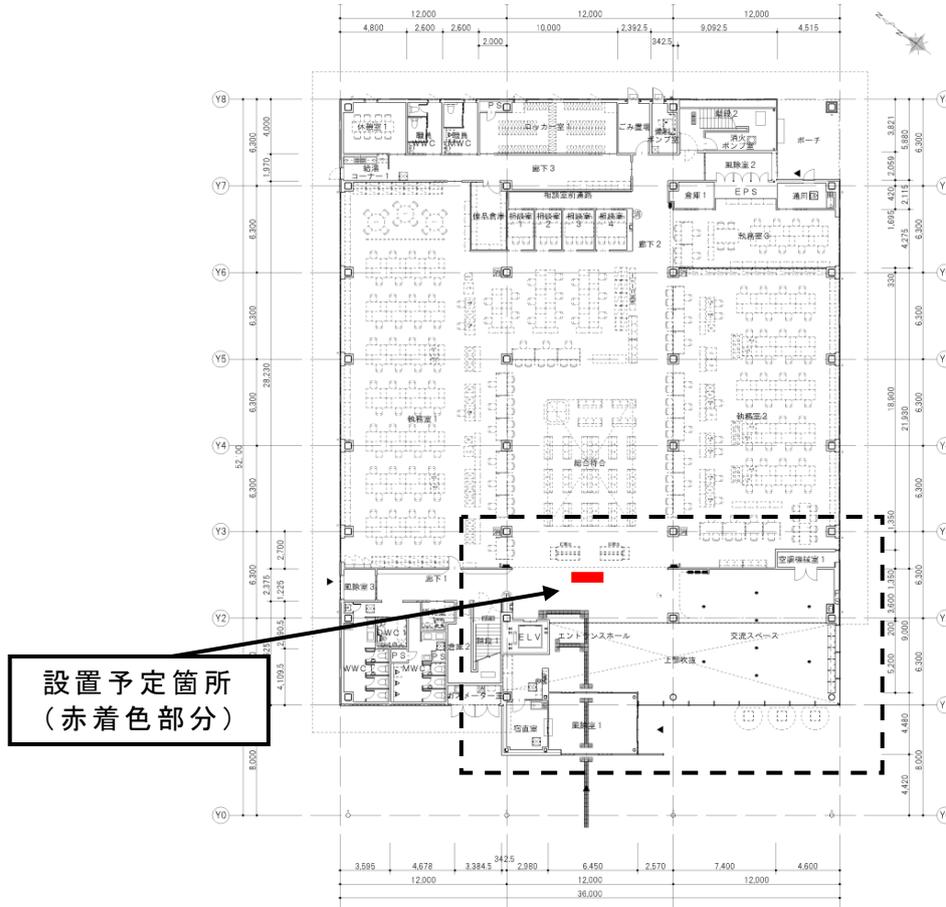


■新潟市北区役所本館1階（正面玄関左脇） 設置イメージ



別紙 2 新庁舎

■新潟市北区役所 1階 フloor図



■新潟市北区役所 1階 設置場所拡大図

